

川資循発第278号

令和3年7月19日

川越市廃棄物減量等推進審議会

会長 新井正司 様

川越市長 川合善明



川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編の見直し
について（諮問）

一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市が長期的・総合的視点に立ってごみ処理を行うための基本方針であり、ごみの排出抑制及び発生から最終処分までの各過程において適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

現行の計画は、平成28年度から令和12年度（平成42年度）までの15年間を計画期間として策定しました。その後、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定やプラスチックごみ・食品ロスなどの廃棄物処理に関する国の動向に対応すると共に、本市のごみ処理の現状と課題を踏まえ、循環型社会の構築に向けて、現行の計画を見直す必要があります。

以上の理由により、本市の適正な廃棄物行政を推進していくため、基本方針としての川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。